

「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」(抜粋)(令和3年4月1日総税市第14号により一部改正)

24の6 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

- (1) 申告特例対象寄附者とは、特例控除対象寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。(法附則7⑧)
 - ア 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
 - イ 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第317条の2第1項から第5項の規定による申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者
- (2) 申告特例の求めは、特例控除対象寄附金を支出する際行うことができるものであること。(法附則7⑧)
- (3) 申告特例申請書の提出を受ける地方団体は、当該申請書に記載された事項が申告特例通知書により通知され課税資料となることに鑑み、適切に対応すること。(法附則7⑧)
- (4) 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という)の数は、同一年に同一の都道府県知事等に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。(法附則7⑨)
- (5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名が必要であり、当該申請書は書面(正本に限る。)によらなければならないものであること。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。(法附則7⑩・⑪)

- (6) 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年1月10日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通知書は申告特例対象年の翌年1月11日以降1月31日までに送付すること。また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、これらの申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知するものとする。こと。(法附則7⑫)
- (7) 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成されたものを送付するものであること。(法附則7⑫)
- なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。
- (8) 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の所得割について申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下(8)から(12)までにおいて同じ。)をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。(法附則7⑬)
- (9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が5を超えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、5を超えた部分に限らず全てなかったものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。(法附則7⑬)
- (10) (8)又は(9)等の場合において、申告特例通知書の送付を受けていた市町村長は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとみなされた者について、当該通知書の送付に基づく控除が適用されなくなるものであること及び当該申告特例通知書に係る寄附金についての控除の適用は寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出等によって受けることとなることに鑑み、当該納税義務者が改めて必要な手続を行う契機等となるよう、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付がなかったものとされた旨の通知その他必要な措置(寄附金控除を受けるための手続に関する解説等)を講ずるべきものであること。(法附則7⑬)
- (11) 申告特例の求めを行った者が申告特例控除額の控除を受けていた場合については、地方税の税額を増加させる賦課決定であっても、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができるものであること。(法17の5③、法附則7の2⑥)
- (12) 平成27年3月31日までの間に地方団体に対する寄附金を支出した者が、当該寄附金を含めて平成27年中に支出した地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除の適用を受けようとする場合は、それらの寄附金全てについて寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出が必要となるものであること。
- (13) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報等を厳格に管理すること。